# 「琵琶湖システム」ロゴマーク利用規程

琵琶湖と共生する滋賀の農林水産業推進協議会

(趣 旨)

第1条 本規程は、「世界農業遺産」の認定を受けた「森・里・湖に育まれる漁業と農業 が織りなす琵琶湖システム」(以下「琵琶湖システム」という。)のロゴマーク(以 下「ロゴマーク」という。)の利用について、必要な事項を定めることを目的と する。

(ロゴマークのデザインと利用にあたっての留意事項)

第2条 ロゴマークは、別紙「「琵琶湖システム」ロゴマーク使用ガイドライン」(以下「ガイドライン」という。)に基づくものとする。ロゴマークの利用においては、 琵琶湖と共生する農林水産業の認知度や価値を高めながら、農水産物等のブランドカ向上や琵琶湖の水質・生態系保全を図るなど、持続的な地域の振興に資するよう努めるものとする。

(ロゴマークの利用範囲)

- 第3条 「世界農業遺産」の認定内容に沿い、次のいずれかに該当するものをロゴマー クの利用対象とする。
  - (1) 琵琶湖集水域内で生産された農産物で次のいずれかに該当するもの
    - ① 環境こだわり農産物(県認証)
    - ② 魚のゆりかご水田(湖魚が遡上・産卵する水田)で生産された米
    - ③ 有機農産物 (オーガニック農産物)
    - ④「世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策」実施地域内で生産された農産物
  - (2) 琵琶湖の水産物(真珠を含む。)またはヨシ
  - (3) 前二号の農水産物等のいずれかを活用する加工品、旅行商品または交流事業
  - (4) 「琵琶湖システム」の保全につながる多様な主体による協働の活動
  - (5) 前号に該当しない個別の林業経営体等による琵琶湖の水源林保全の営み(当該水源林から産出された木材等の林産物を含む。)であって、「琵琶湖システム」を支えるものである旨を明示して利用するもの。
  - (6) 「琵琶湖システム」に含まれる伝統的な技術·文化·祭礼、自然景観、生物資源(農林水産物を除く。)またはその保全·普及に資する体験·学習活動等
  - (7) 「琵琶湖システム」の認知度向上に資する土産物等の製品(Tシャツ、カレンダー、文房具等)や、第1号または第2号に掲げる農水産物を使用しない食品にあっては、「琵琶湖システム」を応援する旨を明示することにより利用できるものとする。
  - (8) その他、琵琶湖と共生する滋賀の農林水産業推進協議会(以下「協議会」という。)会長が、「琵琶湖システム」の認知度向上や保全・継承に資するものとして適当と認めたもの

## (事務局)

第4条 ロゴマークの管理に関する事務は、滋賀県農政水産部農政課(以下「事務局」 という。)において処理する。

### (利用の届出)

- 第5条 ロゴマークを利用しようとする者(以下「利用者」という。)は、予め、別記様式第1号「「琵琶湖システム」ロゴマーク利用届出書」(以下「届出書」という。)により協議会会長に届け出るものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。
  - (1) 報道機関が報道の目的上正当な範囲内で利用する場合
  - (2) 協議会の会員(団体会員にあっては、その役職員を含む。)が自らの名刺に掲載する場合
  - (3) 国および滋賀県内の地方公共団体など「琵琶湖と共生する滋賀の農林水産 業推進協議会規約」(平成30年3月29日制定)に基づく協議会の幹事が、ロ ゴマーク利用のイメージ図(写真含む)、チラシ等を事務局に送付(電子メール での送信含む)して利用する場合
  - (4) その他、協議会会長が適当と認める場合

## (利用確認書の交付)

- 第6条 前条に基づく届出があった場合、協議会会長はその内容を確認し、適当と認める場合には、別記様式第2号「「琵琶湖システム」ロゴマーク利用確認書」を届出者に交付する。
  - 2 協議会および協議会構成員は、前条の規定による届出に要した費用を一切負担しない。

### (ロゴマークの取得および利用)

- 第7条 利用者は、ロゴマークのデータを事務局からの送付により取得するものとする。 ただし、取得したロゴマークのデータは、協議会会長の許可なく他者へ提供して はならない。
  - 2 前項により取得したデータは、第5条により提出した届出書に記載した利用対 象に限って利用するものとする。
  - 3 ロゴマークの利用料は、無料とする。

### (ロゴマークに係る権利)

第8条 ロゴマークに関する一切の権利は、協議会に帰属する。利用者は、ロゴマーク ならびにロゴマークを含む商標および模様等について、商標登録および意匠登録 をしてはならない。

(ロゴマークの利用報告等)

第9条 協議会会長は、利用者に対し、ロゴマークの利用状況について報告を求め、またはロゴマークを利用した物品や資料等の提出を求めることができる。

### (利用者の制限)

- 第 10 条 協議会会長は、ロゴマークを利用しようとする者(届出者が法人の場合、法人の役員を含む。)が、次の各号のいずれかに該当する者の場合は、その利用を認めないものとする。
  - (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団及び同条第6号に規定する暴力団員
  - (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和 23 年法律第 122 号)第2条(同条第1項第5号に規定する営業を行う者を除く。)に規定する営業を行う者
  - (3) 特定商取引に関する法律 (昭和 51 年法律第 57 号)第 33 条に規定する連鎖販売取引を行う者
  - (4) 滋賀県から指名停止措置を受けている者
  - (5) 法令および公序良俗に反すると認められる行為を行う者
  - (6) 協議会または協議会構成員の信用または品位を損なうと認められる行為を 行う者

#### (利用にあたっての注意事項)

- 第11条 ロゴマークの利用にあたり、次の各号に掲げる事項は禁止する。
  - (1) ロゴマークの使い方を定めたガイドラインに沿わない使い方。
  - (2) 法令および公序良俗に反すると認められる方法で利用すること。
  - (3) 宗教的行事(「琵琶湖システム」に含まれる伝統的祭礼は除く。)、政治活動等のために利用すると認められる方法で利用すること。
  - (4) 協議会または協議会構成員の信用または品位を損なうと認められる方法で利用すること。
  - (5) 不当な利益を得るおそれがあると認められる方法で利用すること。
  - (6) 第三者の利益を害するものと認められる方法で利用すること。
  - (7) 利用者が提供する物品やサービス等について、協議会または協議会構成員により品質や安全性が保証されていると誤認させる方法で利用すること。
  - (8) 前各号に掲げるもののほか、第2条の規定に反するまたは品位が損なわれる おそれがあると協議会会長が認める方法で利用すること。

## (利用の停止等)

- 第12条 協議会会長は、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、利用の停止 を求めることができる。
  - (1) 受理した届出書の内容に虚偽のあることが判明した場合
  - (2) 前二条の各号のいずれかに該当するに至った場合
  - (3) その他、利用の継続が不適当であると認められた場合
  - 2 利用者が前項各号の規定に該当したときまたは該当している疑いがあるとき、 協議会会長は利用者に対し是正の指示を行うことができる。
  - 3 利用者が第1項に規定する求めまたは前項に規定する指示に応じない場合、協議会会長は利用者に対しロゴマークの利用停止を命じることができる。
  - 4 前項の規定により利用停止を命じられた者は、利用停止の日からロゴマークを 利用することはできない。
  - 5 協議会および協議会構成員は、前四項の規定による利用の停止や是正に伴って 生じた損害について、一切の責任を負わない。

## (事故、苦情等の処理)

- 第13条 ロゴマークを利用した活動や商行為等において事故や苦情が発生した場合、 または利用対象物等の瑕疵により第三者に損害を与えた場合、利用者は、これ に対し全責任を負って必要な措置を講ずるものとし、協議会および協議会構成 員は、利用者に生じる損害について一切の責任を負わない。
  - 2 利用者が協議会または協議会構成員に損害を与えた場合は、これを賠償しなければならない。

#### (その他)

第 14 条 本規程に定めるもののほか、ロゴマーク利用に関して必要な事項は、協議会会長が別に定める。

### 付 則

- 1 この規程は、令和3年(2021年)1月25日から施行する。
  - 付 則
- 1 この規程の改正は、令和4年7月19日(以下「施行日」という。)から施行する。
- 2 施行日において、改正前の第1条に規定する日本農業遺産のロゴマークの利用について、第5条の規定による届出を行っている利用者は、施行日において、改正後の第 1条に規定する世界農業遺産のロゴマークの利用について、第5条の規定による届出を行っている利用者とみなす。
- 3 前項の規定により世界農業遺産のロゴマークの利用について、届出を行っている とみなされた利用者は、速やかに、日本農業遺産のロゴマークの利用を中止するよ う努めなければならない。

# 「琵琶湖システム」ロゴマーク利用届出書

琵琶湖と共生する滋賀の農林水産業推進協議会会長 あて

(住 所) (団体・法人名) ([代表者]氏名)

「琵琶湖システム」ロゴマーク利用規程(以下「規程」という。)第5条に基づき、下記のとおり、ロゴマーク利用を届け出ます。

利用対象 (商品名・活動名 を具体的に記載)	使用している農林水産物の品名と生産地 (農水産物使用時)					
規程第3条 への該当 (該当箇所に2)	□ (1)琵琶湖集水域内で生産された農産物で次のいずれかに該当するもの □ ①「環境こだわり農産物(県認証)」 □ ②魚のゆりかご水田で生産された米 □ ③有機農産物(オーガニック農産物) □ ④「世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策」実施地域内で栽培した農産物 □ (2)琵琶湖の水産物(真珠を含む)またはヨシ □ (3)上記(1)、(2)のいずれかを活用する加工品、旅行商品または交流事業(上記(1)、(2)の該当欄にも図を記入してください。) □ (4)「琵琶湖システム」の保全につながる多様な主体による協働活動 □ (5)個別の林業経営体等による琵琶湖の水源林保全の営みで、「琵琶湖システム」を支える旨を明示して利用するもの □ (6)「琵琶湖システム」に含まれる伝統的な技術・文化・祭礼、自然景観、生物資源(農林水産物を除く)、または その保全・普及に資する体験・学習活動等 □ (7)上記(1)~(6)のいずれにも該当しないグッズや土産物等(食品を含む。)であって、「琵琶湖システム」を応援する旨を明示して利用するもの					
取扱店(地域)、 活動地域等	(利用開始日: 年 月 日~)					
連絡担当者	住所 〒 所属部署 役職・氏名 TEL FAX E-MAIL 「利用確認書」の送付は、□ Email(PDF)可 □ 郵送を希望 (いずれかに☑)					
備考 (通信事項等)						

#### 【添付書類】

- 1 届出者および利用対象の概要が分かる資料
- 2 表示方法のイメージ(写真、図面等)

(お問合せ・提出先:事務局)

滋賀県農政水産部農政課 世界農業遺産推進係

Tel 077-528-3825 Fax 077-528-4880

Email <a href="mailto:shiga-giahs@pref.shiga.lg.jp">shiga-giahs@pref.shiga.lg.jp</a>

# 「琵琶湖システム」ロゴマーク利用確認書

(届 出 者) 様

琵琶湖と共生する滋賀の農林水産業推進協議会会長

年 月 日付けで届出のありました「琵琶湖システム」ロゴマーク利用について、届出内容を確認しましたので、「琵琶湖システム」ロゴマーク利用規程(以下「規程」という。)第6条に基づき、利用確認書を交付します。

別途、ロゴマークのデータを送付しますので御確認いただくとともに、規程に基づく適正な利用について、御協力をお願いいたします。

利用確認番号	年度	第	号	
備考 (通信事項等)				

## (留意事項等)

○ロゴマークの利用報告(規程第9条関係)およびホームページ、SNS等での紹介について ロゴマーク利用の準備が整い次第、ロゴマークを利用した物品の写真を事務局に送付し てください。

お送りいただいた写真は、「琵琶湖システム」のホームページやSNS等で紹介させていただきたく存じます。もし、こうした紹介に不都合がある場合は、写真送付時にその旨お知らせください。

○ロゴマークのデータについて(規程第7条関係)

取得したロゴマークのデータは、他者に提供しないでください。協議会会長が特に認めた場合を除き、利用者による他者へのデータ提供は禁止させていただいております。

○当協議会への御入会について (未入会の方への御案内)

当協議会は、県民、民間団体、企業、大学、研究機関、地方公共団体など多様な主体が連携のもと、世界農業遺産に認定された「琵琶湖システム」の保全、継承の取組の推進や、力強い農林水産業づくりと活力ある地域づくり、地域の環境保全活動の促進等を目的としています。会員の皆様には、協議会主催事業の御案内、「琵琶湖システム」の保全、継承につながる地域の皆様の取組の発信等を行っておりますので、このたびのロゴマーク利用を機に、御入会を検討いただけましたら幸いです。

# (参考)「琵琶湖システム」ロゴマーク利用規程に係るQA集

- Q1 協議会会員の活動であっても、利用にあたっての届出は必要ですか?
- A1 利用状況を把握するため、届出をお願いいたします。このとき、協議会幹事(注)は、 イメージ図・写真・チラシ等の事務局へのメール送信のみ行うことで、届出書(様式1号) の提出は不要とします。

なお、協議会会員(団体会員の役職員を含む。)が自らの名刺に掲載する場合は、届出不要とします。

- (注)協議会幹事とは、琵琶湖と共生する滋賀の農林水産業推進協議会規約(平成30年3月29日制定)に基づき協議会総会で選任された次の会員です。(令和2年4月現在)
  - •滋賀県内各市町
  - 滋賀県農業協同組合中央会
  - · 滋賀県漁業協同組合連合会
  - · 滋賀県土地改良事業団体連合会
  - 滋賀県森林組合連合会
  - · 滋賀県畜産振興協会
  - ・びわこビジターズビューロー
  - ・滋賀県青年農業者クラブ連絡協議会
  - ・琵琶湖とつながる生きもの田んぼ物語推進協議会
  - 滋賀県
- Q2 次の産物等は、利用対象にならないのでしょうか?
  - ① 琵琶湖集水域外の農水産物
  - ② 琵琶湖集水域内の農水産物であるが、第3条の(1)「環境こだわり農産物」等および (2)「琵琶湖の水産物」等のいずれにも該当しない農水産物
  - ③ 上記①、②の他、第3条の(1)「環境こだわり農産物」等または(2)「琵琶湖の水産物」等に該当する産物を使用していない食品(お土産品やその他加工品等)
- A 2 「「琵琶湖システム」を応援しています」といった表現を明示することでロゴマーク を利用可能です。いずれも、第3条(7)に該当します。
- Q3 湖魚が天然遡上する水田があります。県の認証は受けていませんが、生産されたお 米について、ロゴマークの利用は可能ですか?
- A3 規程第3条(1)の①に含まれますので、ロゴマークを利用いただけます。

- Q4 規程第3条(4)(「琵琶湖システム」の保全につながる多様な主体による協働の活動) には、どのようなものが該当しますか?
- A 4 多様な主体による次のような活動が該当します。のぼり旗や、参加者募集チラシ等に ロゴマークを掲載いただけます。
  - 例 水田や河川で産卵する湖魚への遡上支援 水田等での湖魚の種苗養成

外来魚・カワウの駆除

ヨシ帯保全

侵略的外来水生植物の除去・活用

湖岸等の環境美化活動

水源林保全活動 等

- Q5 個別林業経営体が琵琶湖の水源林から伐り出した木材については、利用できます
- A 5 「「琵琶湖システム」を支えています」等の文言を明示することでロゴマークを利用 可能です。第3条(5)に該当します。
- Q6 規程第3条(6)(「琵琶湖システム」に含まれる伝統的な技術・文化・祭礼、自然景観、生物資源(農林水産物を除く)、およびそれらの保全・普及に係る学習活動等)には、どのようなものが該当しますか?
- A 6 次のような活動が該当します。のぼり旗や、参加者募集チラシ等にロゴマークを掲載 いただけます。
  - 例 漁業体験や田植え・収穫体験

湖魚を用いた食文化や祭礼に係る講習会や出前講座

琵琶湖や水田での生きもの観察会

水草(侵略的外来水生植物を除く。)の利活用 等

- Q7 利用対象として届け出た商品等を変更または追加する場合は、どのような手続きが必要になりますか?
- A7 改めて届出書の提出をお願いいたします。

- Q8 「日本農業遺産」のロゴマークの利用について、届出を行っている利用していました。「世界農業遺産」認定にあたって、改めて手続きが必要になりますか?
- A8 改めて届出書の提出の必要はありません。ただし、速やかに、日本農業遺産のロゴマークの利用を中止し、「世界農業遺産」のロゴマークへの変更をお願いします。

# 「琵琶湖システム」ロゴマーク使用ガイドライン

本口ゴマークを積極的にご活用いただきたいと考えております。 使用に際しては、以下のガイドラインに沿った使用をお願いいたします。

## 基本デザイン(カラー)

# 基本デザイン(モノクロ[単色])



## 【8 色使用】

琵琶湖: C=70 水流: C=10

田, 稲葉, ヨシ葉: C=35, Y=100, K=12

山, ヨシ茎: C=100, Y=46

稻穂: C=20, M=40, Y=90 外縁: Y=20

その他:黒,白



## 【4 色使用】

白、黒

田んぼ: C=57, M=48, Y=45

田んぼ以外のグレー: C=35, M=27, Y=26

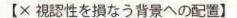
# <使用例>



# <禁止事項等>









煩雑な背景での使用



色相の近い背景での使用

## 【× 形の変形,加工】



傾きを変える



縦・横比を変える

# 【×要素の追加、欠損、、サイズ変更、一部を抜き出しての使用】



縁を装飾する



要素の欠損 (例:魞のシンボルの欠損)



要素のサイズ変更 例:山, ヨシ, 稲の縮小



一部を抜き出しての使用